

産業廃棄物は許可事業者に処理を依頼してください

環境課資源リサイクル係 ☎ (25) 1149

産業廃棄物と思われるごみがごみ集積所に出されていることがあります。市では産業廃棄物の収集運搬や処分を行うことができないため、産業廃棄物の収集運搬もしくは処分の許可を得ている事業者へ処理を依頼してください。

県内許可事業者の一覧は三重県ホームページ内にある「産業廃棄物処理業者名簿」を確認してください。また、産業廃棄物と思われるごみの投棄を見かけた際には、三重県廃棄物ダイヤル110番へ通報をお願いします。



産業廃棄物処理業者名簿



三重県廃棄物ダイヤル110番

産業廃棄物とは、廃棄物処理法で定義された20種類の廃棄物のことを指し、事業活動に伴って排出されたプラスチック製品や金属製品、ガラス製品などが産業廃棄物に該当します。具体例として、漁業者が漁業で使っている船の照明器具、旅館でお客さんに提供した飲料のびん類、ペットボトル類、缶類などさまざまなものが産業廃棄物になります。



問い合わせ先

環境課資源リサイクル係 または

三重県廃棄物ダイヤル110番 ☎ 0120 (53) 8184

間違いやすいごみの出し方について

よくある間違ったごみの出し方と正しい分別方法を整理しましたので、ごみの出し方の参考にいただき、改善への協力をお願いします。

※「その他プラスチック製容器包装」とは商品を入れたり、包装するために使われているプラスチック類です。

その他プラスチック製容器包装には識別表示マーク（プラマーク）が表示されています。

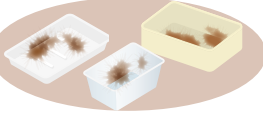
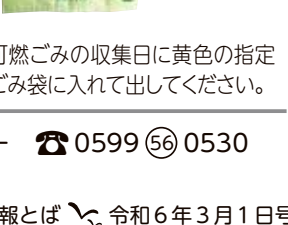


お願い

可燃ごみを出す際、口をしっかりとしばっていただきますようご協力をお願いします。



2か所ですっかりしばってください。

ごみの種類	× 間違い	○ 正解
 納豆容器、豆腐容器、カップ麺の容器	 「白色トレイ」ではありませんのでリサイクルの収集日に白ネットに入れないでください。	 リサイクルの収集日に「その他プラスチック製容器包装」*として青ネットに入れてください。
 汚れた「その他プラスチック製容器包装」、「白色トレイ」、「発泡スチロール」	 リサイクルごみとして収集できませんのでリサイクルの収集日にごみを出さないでください。	 可燃ごみの収集日に黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。
 せんてい 剪定した木	 レジ袋や米袋に入れて出すことはできません。	 ※ 70cm 以内に切断 可燃ごみの日に集積所へ出してください。
 木製の家具（家具の解体後の木片）	 ひもなどでしばって出すことはできません。	 可燃ごみの収集日に黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。
 草、花	 レジ袋や米袋に入れて出すことはできません。	 可燃ごみの収集日に黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。

問い合わせ先

やまだエコセンターへ直接持ち込む場合 鳥羽志勢広域連合やまだエコセンター ☎ 0599 (56) 0530
 収集日・分別について 環境課資源リサイクル係 ☎ (25) 1149